

2018 . 1 1 . 7

第1回専門部会資料

参 考 資 料

酒井委員提出資料

市民意見聴取プロセスについて
(H30年2月議会代表質疑から抜粋)

総計審専門部会の皆さんへ

総合計画は、かつての開発計画、シビルミニマムの実現計画から、その町の行政のあり方、すなわち市民自治の在り方、あるべき姿を指し示すものになるべきだと、私は考えています。

その見地から、おこがましいですが私の問題意識を提起した議会での質問記録をご参考に供したいと思います。議論の参考になれば幸いです

尼崎市議 酒井 一

市民意見聴取プロセスについて

H30年2月議会代表質疑から抜粋

酒井 一

質問 酒井 一

(略)

制度発足以降、市民意見聴取プロセスに付した案件の総数を一度お答えください。

そして、そのうち複数案提示ができたと思われる案件の典型的な例を示してください。

さらにパブリックコメントを受けて内容に変更を加えた、典型的な一番大きな変更を加えたそういう例をそれぞれお答えください。

そしてここからが本題です。複数案の提示、選択肢を市民に示すことがこの市民意見聴取プロセスの肝だと思えるのですが、その抱えている本質的な矛盾について伺っていきたく思います。

複数案の提示というからには、提示された市民がその選択に関与できなければ意味がありません。しかし、実際、市民側からすると、その問題に対する情報の不足、それを解決するための政策的技術の不足などの問題があって、選択肢を示されてもなかなか選びづらいという、判断しづらいという問題が発生しがちです。

他方、行政側にするとより本質的な問題があります。これからの問題の名前のつけ方に困ったんですけれども、変な名前ですけれども、御勘弁ください。

まず最初に、「十分に検討した」問題——おわかりになるかと思えます。複数案を提示するとしても、それぞれの選択肢についてのメリット、デメリット、その他の情報は行政において十分に検討がされているはずで、少なくとも潜在的には、これがいいのではないかな、という結論も出ているはずで、そこに市民の意見が加わったからといって、結論は容易には変わらないと思われれます。市民にとって複数案から選ぶことが事実上、これでは無意味になるのではないのでしょうか。

もう一つの問題、これも似たようなことですが、「答申を尊重する」という問題があります。多くの施策が審議会や検討会の答申を受けて方針が出されます。その方針を受けて提案をする場合、答申内容以外の選択肢に現実的な対応可能性があるのでしょうか。私は今までそのようなことになった例を一例しか知りません。

続いて、「議会との関係」問題、市民意見聴取プロセスに入る前に、そして入った後も、議会に対して施策の方針が議員個人ではあれ、議会の組織にであれ、説明報告をされています。議員や議会に報告した方針を、その後の市民意見聴取の結果で変更することができるのでしょうか。この縛りが現実働いているということを私は日々感じます。どうなのでしょう。

このような問題があります。お伺いします。

熟度の低い段階で市民の意見を聞いたり、複数案を提示したりすることは、市民による選択が可能なものでなければ意味がないと考えるんですけれども、今述べたような制約が行政側にはあります。それぞれどういうふうに克服していこうとお考えなんですか、お伺いをしていきたく思います。

答え 稲村市長

(略)

次に、市民意見聴取プロセス制度のこれまでの実績についてのお尋ねです。

市民意見聴取プロセス制度は、本市の施策の立案過程において、市民等の市政の参加機会を拡大させるとともに、透明で開かれた市政運営を目指すことを目的として、平成24年1月から実施をしています。

御質問の実績についてですが、市民意見聴取プロセスの制度導入以降の件数は、平成30年2月末時点で88件です。そして複数案の提示を行った主な例をとのことでありますが、最初に行いましたのが平成24年12月の市営バス事業の民営化に向けた取組方針でした。直近におきましては、平成29年12月に実施しました第3次地域いきいき健康プランあまがさきの策定において、目標指標及び目標値の設定に係る複数案の提示を行ったという事例がございます。

また、市民意見聴取プロセスそのものの制度ではありませんが、平成26年度に行いました総合計画キャラバンにおいては、空調設備や中学校給食の導入に関してワークショップを開催し、さまざまな論点について議論を行う中で、意見聴取を実施したところでございます。

次に、パブリックコメントを受けて内容を変更した主な例はということですが、平成28年12月に実施した尼崎市における子どもの育ち支援・青少年施策の今後の方向性という案件におきまして、定期的にPDCAサイクルを実施してほしいという御意見をいただきました。そういった視点が原案には入っておりませんでしたので、おおむね5年をめどに検証していくということを具体的に追加したという事例がございます。

次に、市民意見聴取の際の行政側の制約に関してのお尋ねです。

市民意見聴取プロセス制度では、市民の皆様の意見が市政により反映されるよう、政策形成の熟度の低い段階からアンケートや市民説明会などによって市民の皆様の意見をお伺いしています。複数案の提示は、市民の皆様が複数の案から直接選択肢を選ぶ、投票するというような趣旨のものではありませんが、市の考え方や検討過程、その中で出てきた論点といったような検討過程をわかりやすく説明し、広く意見を聴取しやすくするため、そういった複数の案やメリット、デメリット等をともに示す手法で案件に応じて提示をしているところでございます。

しかし、実際の制度運用においては、先ほど来御指摘をいただいておりますとおり、意見が言いづらい、漠然とした段階では関心がなかなか高まらないもしくは逆に熟度が高まると意見が反映されにくいといったような課題があるというふうにも認識をしております。

そうしたことから、市民の皆様の市政参加が一層促されるよう、より論点がわかりやすい資料の作成を行うほか、意見の募集の時期についても工夫をするとともに、説明会のみならずより参画しやすいワークショップ等も積極的に取り入れる中で、制度運用面の改善に努めていきたいと考えております。